

令和元年度 第5回三和区地域協議会次第

日時:令和元年10月30日(水)
午後6時30分から
場所:三和コミュニティプラザ
2階 会議室1

1 開 会

2 会長挨拶

3 諮問事項

- (1) 三和中学校屋外運動場照明設備の廃止について

4 報告事項

- (1) 公の施設の使用料改定について
- (2) 公の施設の再配置計画の取組について
- (3) 次期総合公共交通計画の策定について

5 議 題

- (1) その他

6 その他

7 閉 会

上教ス第 5874 号
令和元年 10 月 11 日

三和区地域協議会
会 長 松 井 孝 様

上越市長 村 山 秀 幸
(教育委員会スポーツ推進課)



三和中学校屋外運動場照明設備の廃止について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第 7 条第 2 項の規定により意見を求めます。

記

諮問第 72 号 三和中学校屋外運動場照明設備の廃止について
※ 諮問内容については、別紙のとおり

〔諮問理由〕

老朽化に伴う設備の更新が必要な状況を踏まえたうえで、利用者数や利用状況に基づき三和中学校屋外運動場照明設備を廃止することに関し、三和区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの。

別紙

諮 問 内 容

現況	諮問内容				
<p>1 目的 広く市民が、スポーツを通じて心身の健全な発達と明るく豊かな生活の形成に寄与することを目的として、施設を設置する。</p> <p>2 名称及び位置 三和中学校屋外運動場（三和区島倉 2267 番地）</p> <p>3 附属設備 照明設備</p> <p>4 利用時間 日没から午後 10 時まで</p> <p>5 休館日 11 月 1 日から 3 月 31 日まで</p> <p>6 照明設備使用料</p> <table border="1" data-bbox="241 1093 999 1173"><thead><tr><th>設備名</th><th>使用料（1 時間につき）</th></tr></thead><tbody><tr><td>三和中学校屋外運動場</td><td>2,400 円</td></tr></tbody></table>	設備名	使用料（1 時間につき）	三和中学校屋外運動場	2,400 円	<p>1 廃止予定日 令和 2 年 3 月 31 日</p>
設備名	使用料（1 時間につき）				
三和中学校屋外運動場	2,400 円				

※ 施設の利用状況、位置図及び平面図については参考資料のとおり

1 施設概要

- (1) 施設名称：三和中学校屋外運動場照明設備
- (2) 所 在 置：三和区島倉 2267 番地
- (3) 設置年月日：昭和 53 年 10 月
- (4) 構 造 等：照明塔 鉄筋コンクリート柱 5 基
光 源 蛍光水銀ランプ 75 灯
 高圧ナトリウムランプ 4 灯
- (5) 管理形態：委託
- (6) 使用時間：日没から午後 10 時まで
- (7) 維持管理費：年間 1,075 千円（直近 5 か年平均）
- (8) 使 用 料：1 時間につき 2,400 円（照明設備）
- (9) そ の 他：キュービクル 1 基

2 施設利用状況（平成 26 年度～平成 30 年度）

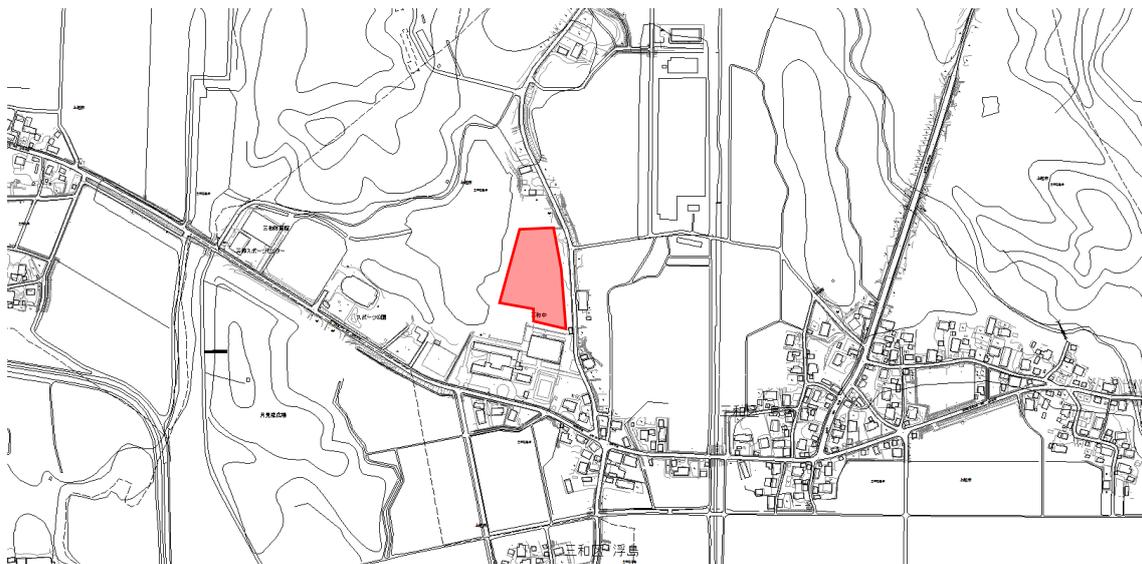
年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	平均
件数（件）	49	66	45	50	84	59
人数（人）	826	1,460	661	750	1,944	1,128

3 廃止後の取扱いについて

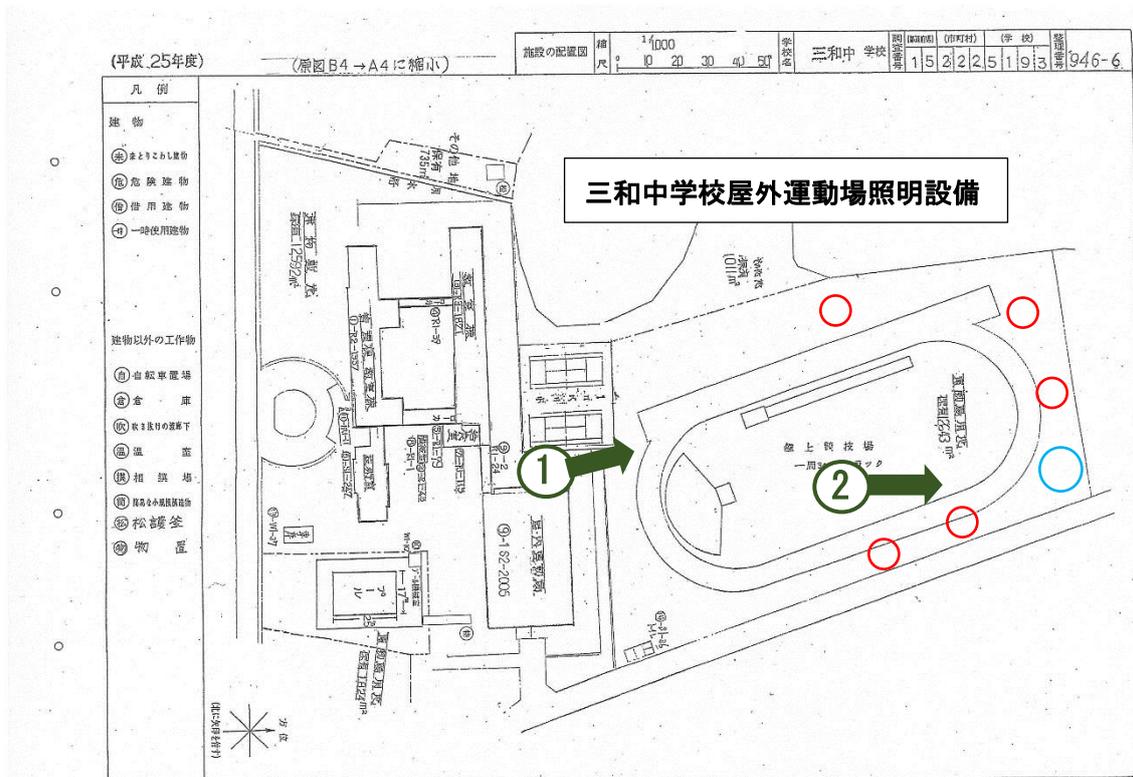
少年野球及び少年サッカーなどの主たる定期利用団体については、いずれも週 1 回程度の利用であるが、それぞれ練習時間や場所を変更することにより、これまでの活動を継続できることから、照明設備の廃止による影響は少ない。

当該設備の廃止後は、引き続き三和中学校の屋外運動場として運用していく。

位置図



平面図



○ 照明設備 5 基

○ キュービクル 1 基

写真①



写真②



公の施設の使用料改定について

1 使用料改定の背景・目的

- 公の施設は、行政サービスの一環であり、公費と施設を利用する皆さんからの使用料によって、施設の維持管理を行っています。
- 施設の老朽化や利用者数の減少等の環境変化を反映させる必要があるとともに、本年10月から消費税率が引き上げられました。
- このような背景を踏まえ、利用者負担の適正化を図るため、使用料の改定を行います。

2 使用料算定の考え方

- 施設の区分に応じて考え方をまとめ、維持管理費の二分の一を負担していただくことを基本に使用料を算定しています。
- 使用料の増額改定に伴い、施設を利用する皆さんの急激な負担増や、増額に伴う利用控えの影響を少なくするため、増額の幅が最大でも1.2倍程度となるよう調整しています。

現行使用料（単価）	調整率
1,000円以下の施設	現行使用料の1.2倍
1,000円を超える施設	現行使用料の1.1倍

- 算定の考え方等

基準	算定の考え方	施設の区分	算定例
A	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理費の状況を踏まえた利用者負担となるよう算定しています。 現行使用料に調整率を乗じた額としています。 	貸館施設 体育施設	市民プラザ 会議室 1時間当たり 現行使用料 700円 $700円 \times 1.2倍 = 840円$
B	<ul style="list-style-type: none"> 地域の集会施設などについては、どの地域でも同程度の単価となるよう算定しています。 部屋の機能に応じ、1㎡当たりの平均単価に各部屋の面積を乗じた額と、現行使用料を比較し、算定しています。 	地域の集会施設	高士地区公民館 調理室 1時間当たり 現行使用料 160円 1㎡の当たりの平均単価 $4円 \times 45㎡ = 180円$
C	<ul style="list-style-type: none"> 消費税率の改定に対応して、税の引上げ相当分を加算するなどして、算定しています。 	既に適正な利用者負担がなされている施設等	総合体育館 1時間当たり 現行使用料 1,500円 $1,500円 + 2\% (27円) = 1,530円$

3 改定使用料案

- 改定する使用料は、現行使用料に対して消費税率引き上げ相当分(約2%)から最大でも1.2倍程度の引き上げを行います。
- 詳細は別紙「改定使用料案の新旧対照表」を参照してください。

4 改定予定時期

- 市議会12月定例会に関係条例の改正案を提案し、議会での議決を前提として、令和2年4月1日以降の利用から改定後の使用料の額を適用します。

改定使用料案の新旧対照表(三和区)

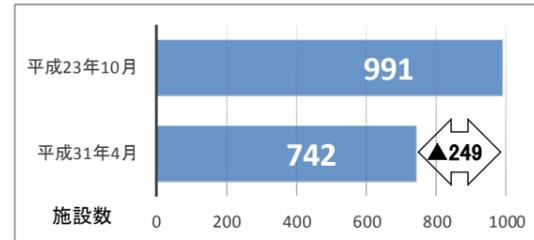
施設名	区分			算定基準	単位	現行使用料 (税込・①)	改定額案 (税込・②)	差額 (②-①)	倍率 (②/①)	
三和ふれあいホール	ゲートボール場			C	1面1時間	400	410	10	1.03	
三和地区公民館	会議室A			B	1時間	100	120	20	1.20	
	会議室B				1時間	160	170	10	1.06	
	会議室C				1時間	100	110	10	1.10	
	講堂				1時間	560	680	120	1.21	
	講座室A				1時間	160	170	10	1.06	
	講座室B				1時間	160	170	10	1.06	
三和スポーツ公園	グラウンド			A	1時間	300	360	60	1.20	
三和体育館	体育室	占用利用		A	1時間	980	1,180	200	1.20	
		共用利用	一般		2時間につき	1人2時間	280	340	60	1.21
					1月につき	1人1月	1,120	1,360	240	1.21
			中学生以下		2時間につき	1人2時間	140	170	30	1.21
					1月につき	1人1月	560	680	120	1.21
		ステージ			1時間	200	240	40	1.20	
	ギャラリー				1時間	140	170	30	1.21	
	ランニングコース	共用利用	一般		2時間につき	1人2時間	150	160	10	1.07
					1月につき	1人1月	600	640	40	1.07
			中学生以下		2時間につき	1人2時間	70	80	10	1.14
					1月につき	1人1月	300	320	20	1.07
	会議室				1時間	200	240	40	1.20	
三和スポーツセンター	体育室	占用利用		A	1時間	400	480	80	1.20	
		共用利用	一般		2時間につき	1人2時間	200	240	40	1.20
					1月につき	1人1月	800	960	160	1.20
			中学生以下		2時間につき	1人2時間	100	120	20	1.20
					1月につき	1人1月	400	480	80	1.20
		研修室	占用利用		1時間	300	360	60	1.20	
	共用利用		一般		2時間につき	1人2時間	200	240	40	1.20
					1月につき	1人1月	800	960	160	1.20
			中学生以下		2時間につき	1人2時間	100	120	20	1.20
					1月につき	1人1月	400	480	80	1.20
	会議室				1時間	200	240	40	1.20	
	三和西部スポーツハウス	体育室	占用利用		A	1時間	400	480	80	1.20
ミーティングルーム			1時間	200		240	40	1.20		

今後の「公の施設の再配置計画」の取組について

公の施設の再配置の取組状況と現状と課題について

1 これまでの取組状況

市町村合併後、公の施設の廃止や譲渡を進め、平成23年10月時点で991施設あった公の施設は、平成31年4月1日現在、742施設となっています。



2 現状と課題

現状

○人口推計

合併当時21万人であった人口は、減少傾向が続いており、令和27年には、推計で約14万人となる見込み。
(H31.4.1現在の人口：192,068人)

○財源不足

市の財政は、歳出が歳入を上回るため、財源不足を基金の取崩しで補う状況が続く見込み。(R2~R4年度で49.6億円の取崩しを予定しており、また、R5以降においても収支均衡を図る目途がたっていない。)

○公の施設の状況

- 多くの施設の老朽化に伴う、維持管理経費と更新費用増加の見込み。
(今後40年間の維持・更新費用試算額：約4,325億円)
- 合併前の各市町村で進めた施設整備により多くの類似施設を保有している。(温浴施設、体育館など)

課題

- 人口減少
- 施設機能の重複する配置
- 施設更新、維持管理に係る財政負担の抑制
- 施設機能の適正な維持
*老朽化する施設に対する計画的な修繕の実施、機能を維持するための複合化(機能集約)

公の施設の再配置計画(個別施設計画)について

1 公の施設の再配置の必要性

将来予測される人口減少や収支不足の市の財政状況等を踏まえ、今後、施設の老朽化がますます進行し、大規模修繕や更新が見込まれる中、多くの施設を現状のまま維持していくことは困難な状況です。

このような状況の下、今を生きる私たちは、地域の皆さんと共に、子どもや孫など次代を担う世代が今後も安心して暮らすことができる将来を見据え、教育や福祉を始めとした市民生活を支える基礎的なサービスを安定的に提供していくためにも、施設の廃止や機能の集約を行う必要があります。

また、継続すべき施設については、末永く利用していただくため、適切に維持・管理し、長寿命化を図ることとしています。

2 基本事項

- 計画期間：令和3年度～令和12年度の10年間とし、令和7年度に見直しを行います。

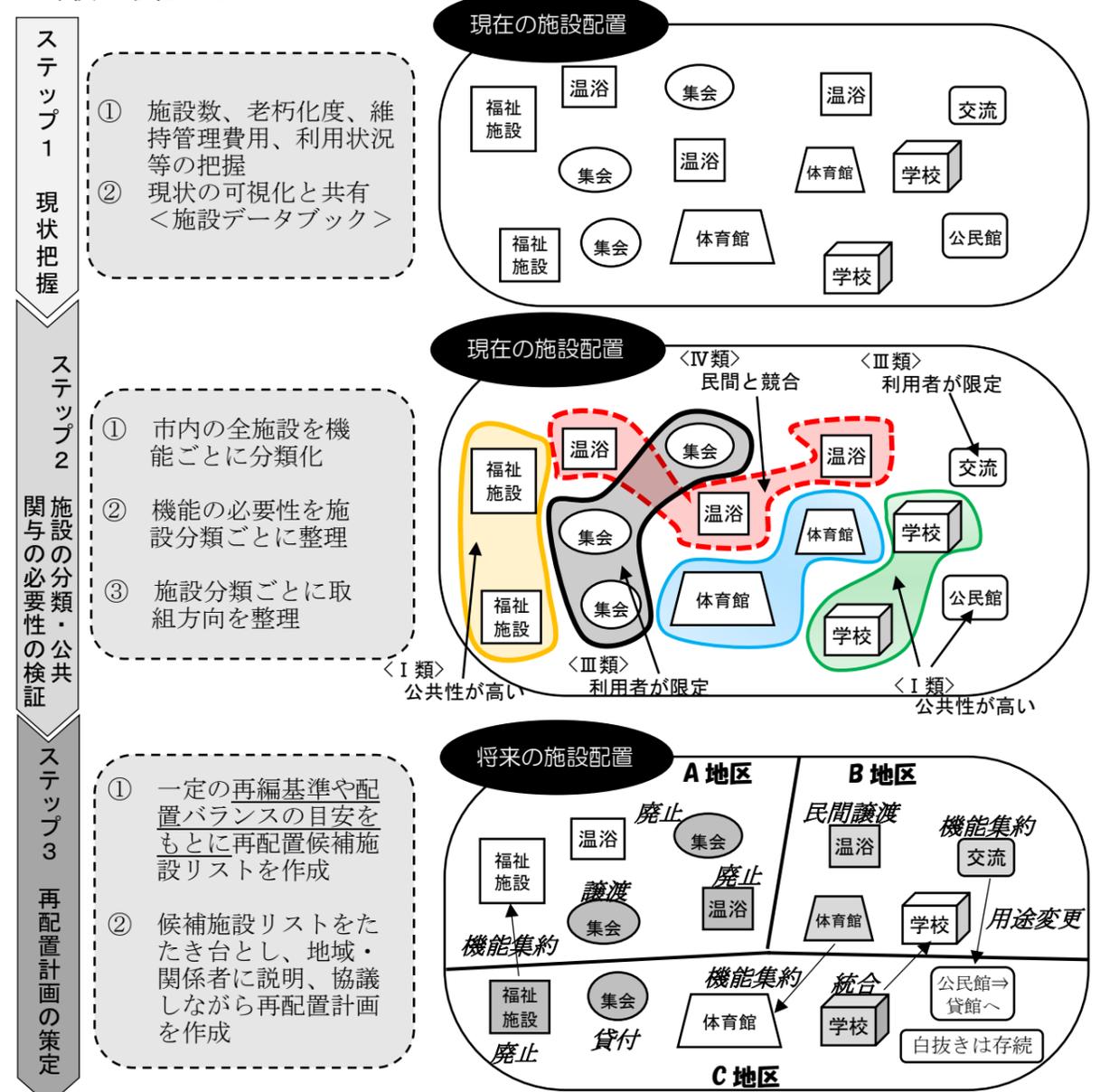
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
全体の計画期間(令和3年度から令和12年度)									
前期(令和3年度から令和7年度)					後期(令和8年度から令和12年度)				

見直し

3 今後の取組の方針

取組方針	具体的な取組
①人口や財政状況を踏まえ施設の配置を検討	廃止(休止) 用途の変更
②地域の実情を踏まえ施設の配置を検討	機能の集約
③利用状況を踏まえ適切な管理者によるサービス提供を検討	民間譲渡 貸付又は譲渡
④長期にわたり利用促進を図るため計画的な修繕等について検討	施設の長寿命化

4 今後の取組のイメージ



将来的な施設の配置について

今後、人口減少等による利用状況の変化などに対応するため、これまで地域自治区ごとに配置している施設を、複数の地域自治区で供用すること、また、複数の異なる機能の施設を集約することで維持管理費用の削減を図ることが必要と考えています。

■施設一覧

【27三和】

通番	施設名	カテゴリー	建築 (設置) 年度	利用者数 (H26~28の 3か年平均) (人)	公費負担額 (H26~28の 3か年平均) (千円)
1	さんわ保育園	保育園	H15	-	160,600
2	三和住宅(神明町)	市営住宅	H2	26	1,725
3	三和住宅(日和町)	市営住宅	H15	33	▲ 2,568
4	三和ふれあいホール	屋内ゲートボール場	H15	4,276	1,094
5	三和保健センター	保健センター	H3	11,410	11,836
6	三和体育館	体育館	S63	24,328	6,964
7	三和スポーツセンター	体育館	S59	9,725	3,422
8	三和西部スポーツハウス	体育館	H1	4,632	2,294
9	三和スポーツ公園	多目的広場・グラウンド	S56	3,164	745
10	夜間照明施設(三和中学校屋外運動場)	スポーツ施設(照明施設)	S53	982	1,258
11	神田せせらぎ水路	農村公園	H9	-	94
12	島倉谷内池休憩広場	農村公園	H11	-	123
13	上杉水辺親水広場	農村公園	H17	-	117
14	番町農村公園	農村公園	H17	-	324
15	里公水辺親水広場	農村公園	H17	-	98

通番	施設名	カテゴリー	建築 (設置) 年度	利用者数 (H26~28の 3か年平均) (人)	公費負担額 (H26~28の 3か年平均) (千円)
16	よしだの谷内自然公園	農村公園	H18	-	123
17	布目池公園	農村公園	H20	-	369
18	三和地区公民館	公民館	S51	3,512	6,753
19	越柳地区研修センター	地区集会施設	H19	352	71
20	三和北部地区農業振興センター	地区集会施設	H20	397	71
21	三和コミュニティプラザ	コミュニティプラザ	H22	5,410	11,727
22	三和ネイチャーリングホテル 米本陣	宿泊温浴施設	H6	21,076	26,186
23	三和米と酒の謎蔵	観光施設	H4	2,001	4,843
24	三和味の謎蔵	飲食施設	H5	312	662

※農業集落排水処理施設を除く。

人口・世帯に関する基礎データ集 (三和区)

平成29年4月改訂
上越市創造行政研究所

■ はじめに（データの定義・出所について）

このデータ集は、各地域自治区における人口・世帯数の概要をご紹介します。過去から現在までの変化や、上越市全体あるいは他の区との比較などを通じて、地域課題や今後の目標・方向性などを考えるための参考資料としてご活用ください。

なお、データの詳細な分析や二次利用などされる場合には、下記に示したデータの定義や出所にご留意ください。

- データの出所は国勢調査が中心であり、補完的に住民基本台帳などを使用しました。
国勢調査のデータは5年おきのため少し古い情報になりますが、実際に住んでいる人の数がわかり、その内訳の把握や全国との比較などにも便利です。
なお、国勢調査と住民基本台帳ではそれぞれ人口の定義が異なるため、値には若干のずれがあります。
- 国勢調査のデータは、2015（平成27）年が最新値です。
ただし、住民基本台帳を用いたデータ（図7・8）は現在集計中であるため、2010年までのデータを用いて作成しました。
- 地域自治区別のデータは、町丁字（住所）単位のデータを合計したものです。
実際の地域自治区は行政区（町内会）単位で構成されているため、合併前上越市の一部の区では、実際の値と若干のずれがあります。
- 将来推計人口は、あくまでも一つの目安であり、市の公式見解ではありません。
ある仮定条件に基づき比較的簡便な方法で推計した人口であり、実際の人口は今後の諸条件の変化や取組状況によって変わりうるものです。
特に、シナリオ①は最近の傾向が続いた場合の目安であるため、今後の地域づくりにおいてはこの状態を前提と考えるのではなく、シナリオ②で示したような目標を設定して取り組まれることを期待するものです。
- 「年」の定義は、データの種類によって異なります。
国勢調査のデータは10月1日基準であるため、このデータ集における人口増減の対象期間は前年10月～当年9月としています。
統計によっては年度（当年4月～翌年3月）や暦年（1月～12月）を対象期間とするものもありますので、他のデータ集と比較される際はご注意ください。
- このデータ集を加工・編集して二次利用することは避けてください。
引用される場合は、上越市創造行政研究所の作成であることを明記してください。

人口・世帯に関する基礎データ集（三和区）

目次

1 人口

● 区の人口はどのように変化してきたか？ 上越市全体や他の区と比較してどうか？

1 総人口の推移 三和区・上越市（1965～2015）

2 総人口の増減率の比較 市内 28 区（1965-2015）

● 区の人口を年齢別にみるとどうか？ 上越市全体や他の区と比較してどうか？

3 年齢別人口〔3 区分〕の推移 三和区（1985～2015）

4 年齢別人口〔3 区分〕の比較 市内 28 区（2015）

5 年齢別人口（5 歳階級別人口ピラミッド） 三和区（2015）

2 人口増減

● どの年齢層でどのくらい人の増減があるか？

6 年齢別にみた人口増減 三和区（2010-2015）

● どの地域とどのくらい人の増減があるか？ 他の区と比較してどうか？

7 転入・転出先別にみた人口増減 三和区（2005-2010）

8 人口動態の比較 市内 28 区（2005-2010）

3 将来推計人口

● 区の将来人口はこのままのペースでいくとどうなるか？ 少し頑張るとどうか？

9 シナリオ① 最近の傾向が続いた場合の人口推移 三和区（～2055）

10 シナリオ② 持続可能な定住促進が実現した場合の人口推移 三和区（～2055）

4 世帯数

● 区の世帯数はどのように変化してきたか？ 上越市全体と比較してどうか？

11 総世帯数の推移 三和区・上越市（1970～2015）

● 区の世帯構成はどのように変化してきたか？ 他の区と比較してどうか？

12 世帯構成の推移 三和区（1985～2015）

13 世帯構成の比較 市内 28 区（2015）

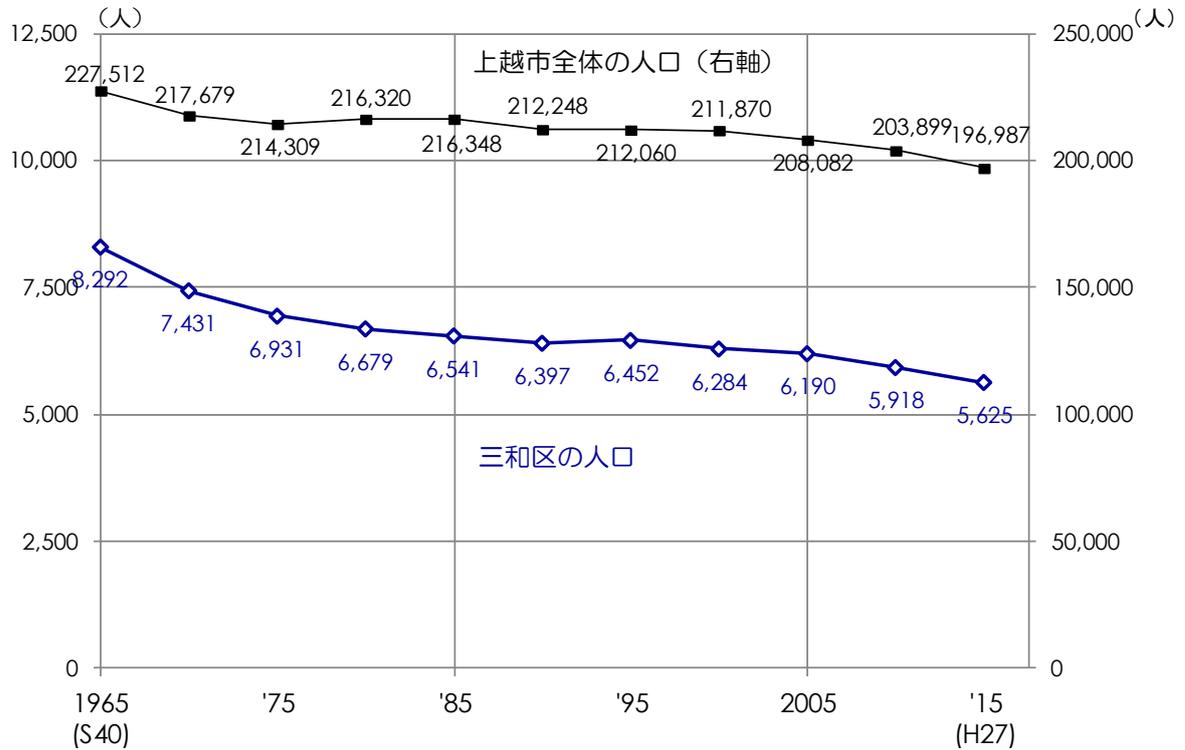
1 人口

● 区の人口はどのように変化してきたか？ 上越市全体や他の区と比較してどうか？

図1 総人口の推移

三和区・上越市

1965～2015

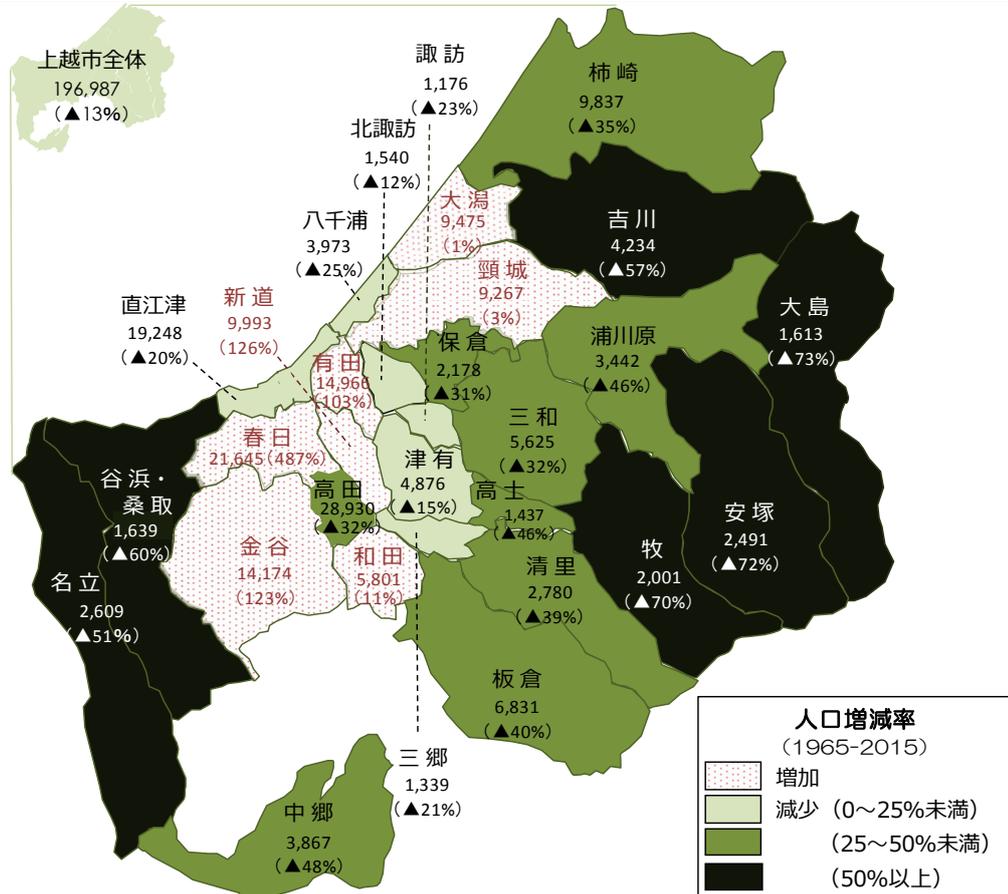


資料) 総務省「国勢調査」をもとに作成

図2 総人口の増減率の比較

市内 28 区

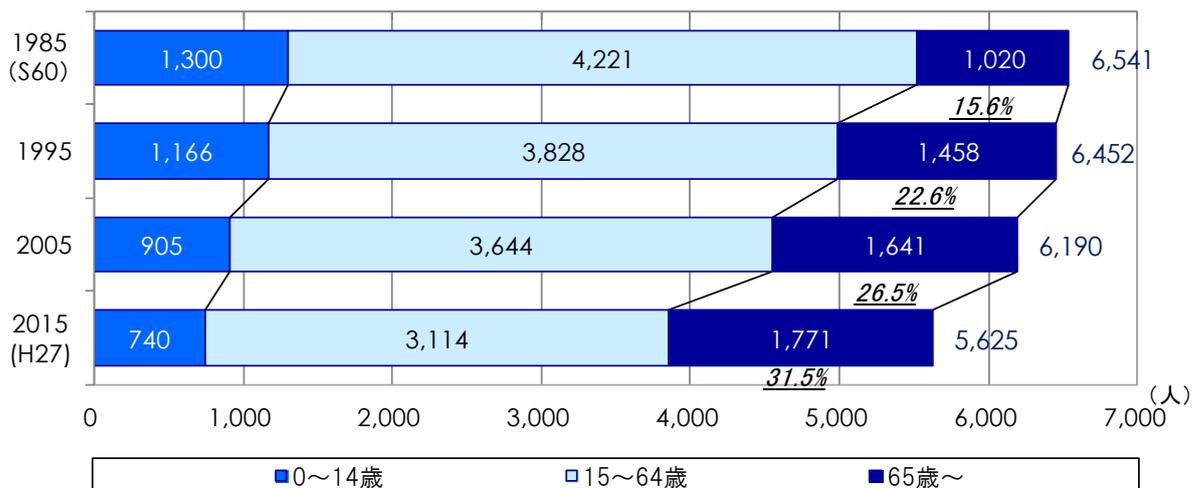
1965-2015



資料) 総務省「国勢調査」をもとに作成

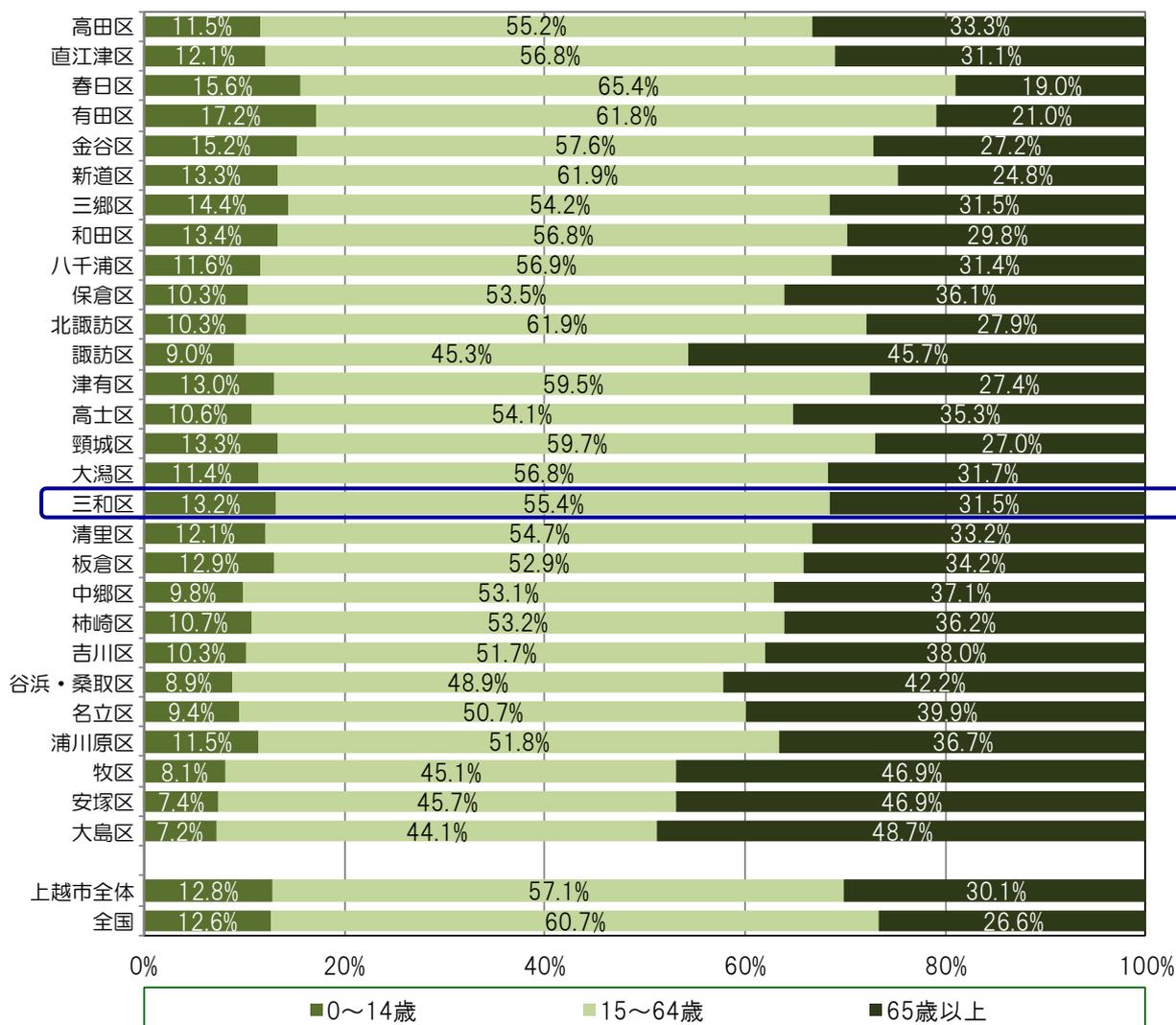
● 区の人口を年齢別にみるとどうか？ 上越市全体や他の区と比較してどうか？

図3 年齢別人口（3区分）の推移 三和区 1985～2015



備考) % (下線表示) は高齢化率。合計値には年齢不詳分を含む。また、集計方法の制約上、数人程度の誤差が生じる場合もある (小地域集計の秘匿計算によるもの)。
資料) 総務省「国勢調査」をもとに作成

図4 年齢別人口（3区分）の比較 市内 28 区 2015



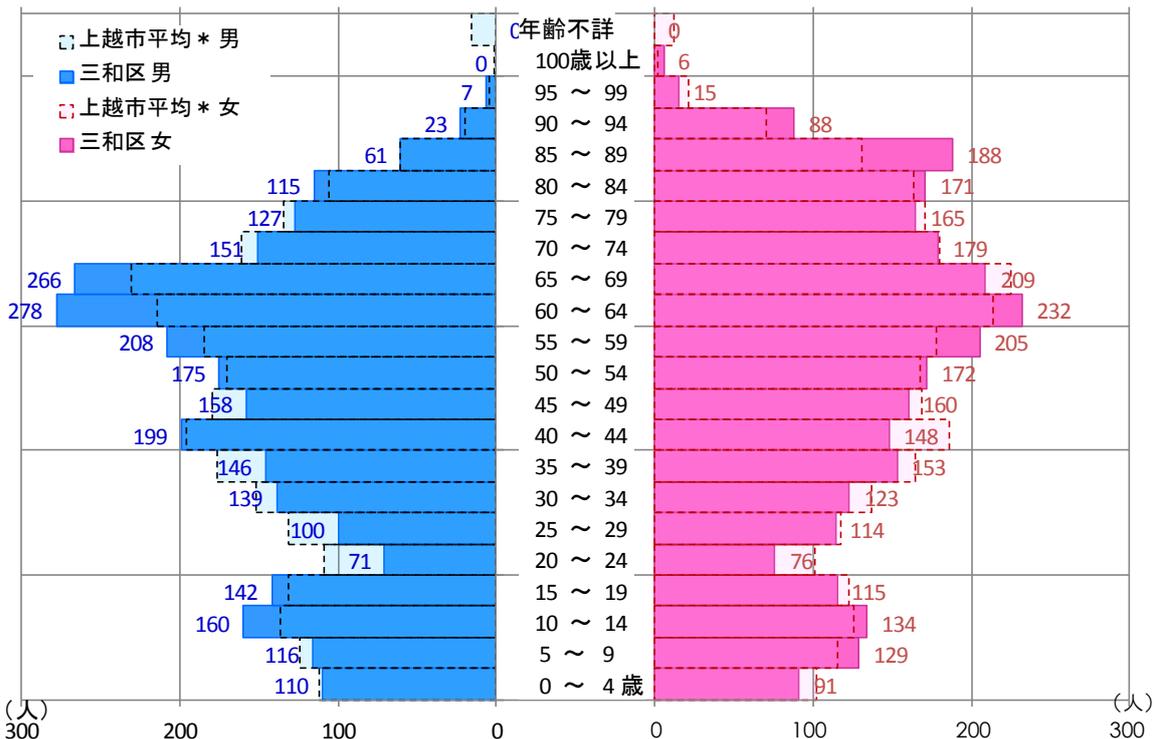
資料) 総務省「平成 27 年国勢調査」をもとに作成

図5

年齢別人口（5歳階級別人口ピラミッド）

三和区

2015



備考) 上越市平均* は、上越市の人口ピラミッドの形を地域自治体の人口規模に合わせて重ねたもの
 (年齢別の構成比率が、上越市平均に比べて高いか低いかを見るためのもの)
 資料) 総務省「平成 27 年国勢調査」をもとに作成

2 人口増減

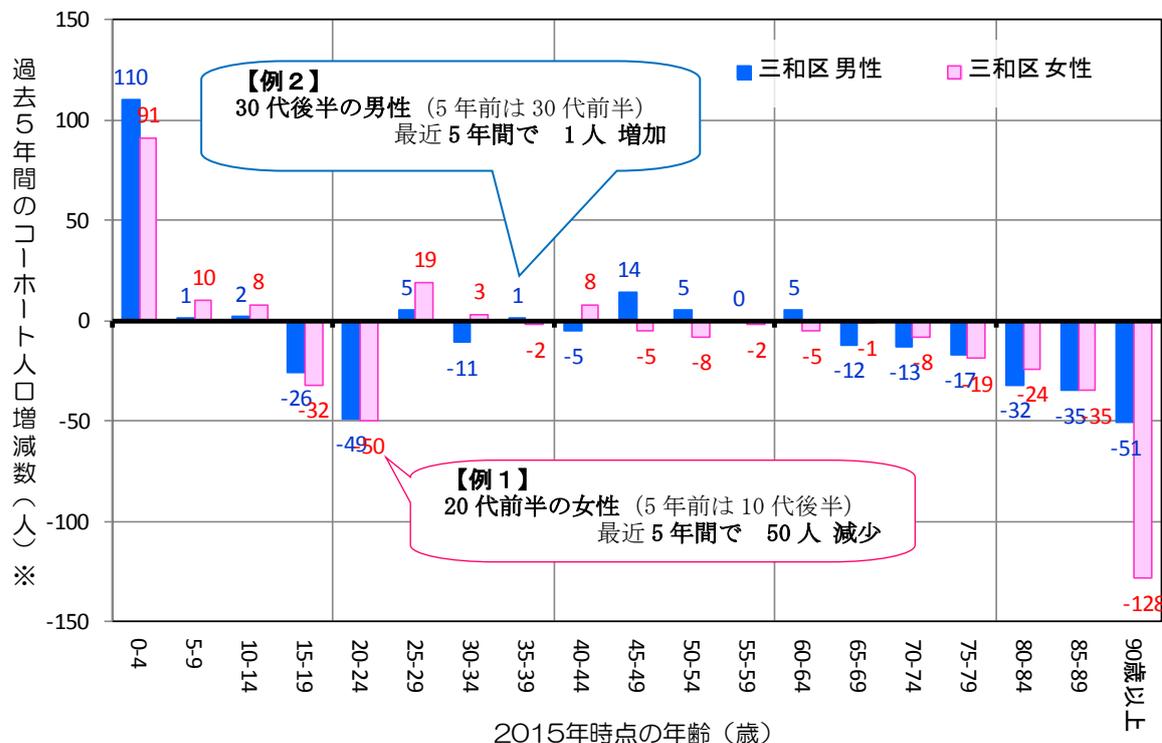
● どの年齢層でどのくらい人の増減があるか？

図6

年齢別にみた人口増減

三和区

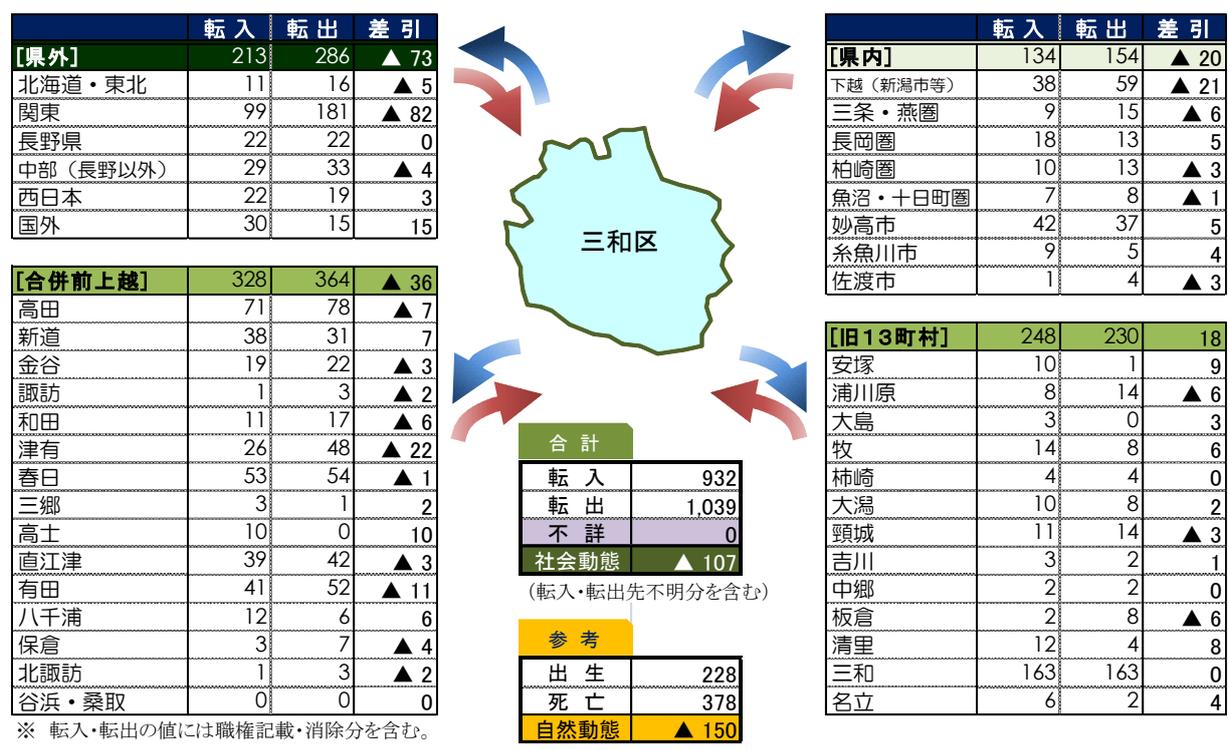
2010-2015



備考) ※は、5年前の5歳若い世代（すなわち同じ生まれ年のグループ）の人口と比較したもの。
 資料) 総務省「国勢調査」をもとに作成

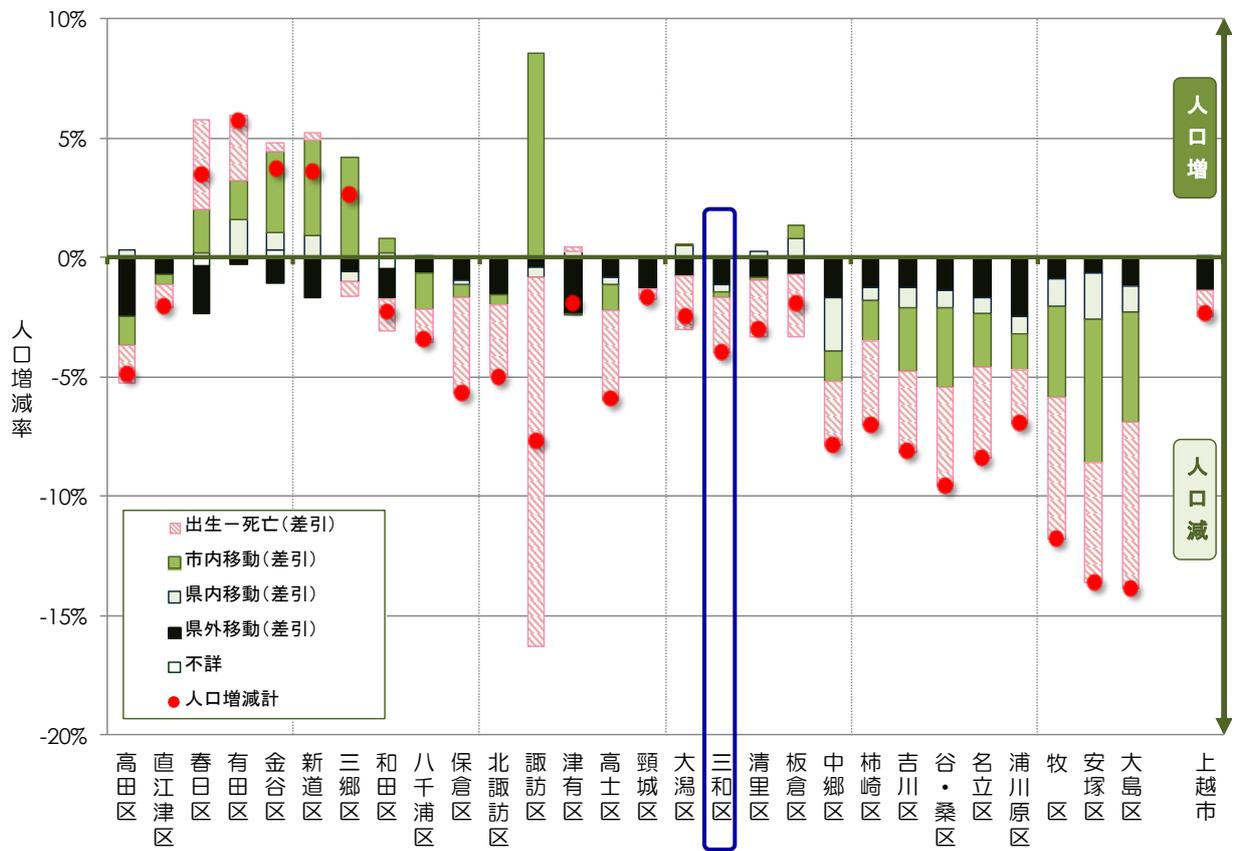
● どの地域とどのくらい人の増減があるか？ 他の区と比較してどうか？

図7 転入・転出先別にみた人口増減 三和区 2005-2010



資料) 「新潟県人口移動調査結果報告」及び上越市住民基本台帳データをもとに作成

図8 人口増減の比較 市内28区 2005-2010



資料) 「新潟県人口移動調査結果報告」及び上越市住民基本台帳データをもとに作成

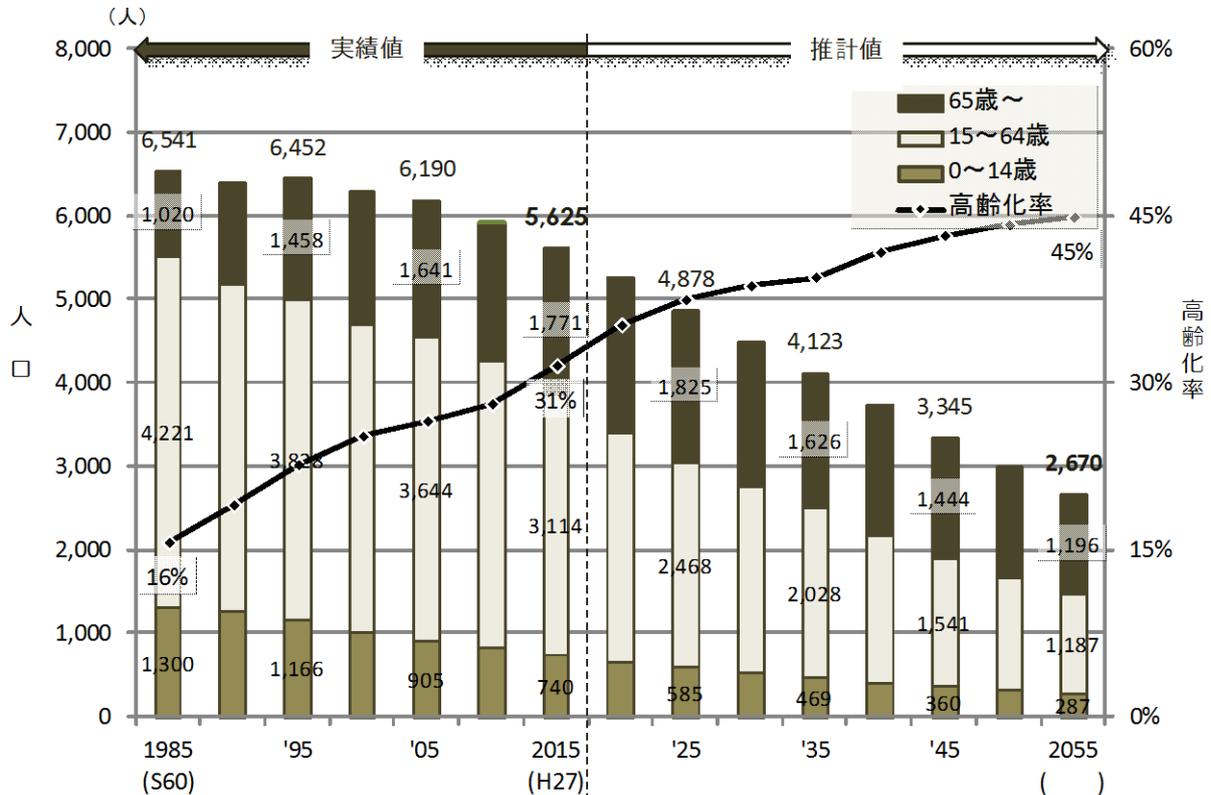
3 将来人口推計

● 区の将来人口はこのままのペースでいくとどうなるか？ 少し頑張るとどうか？

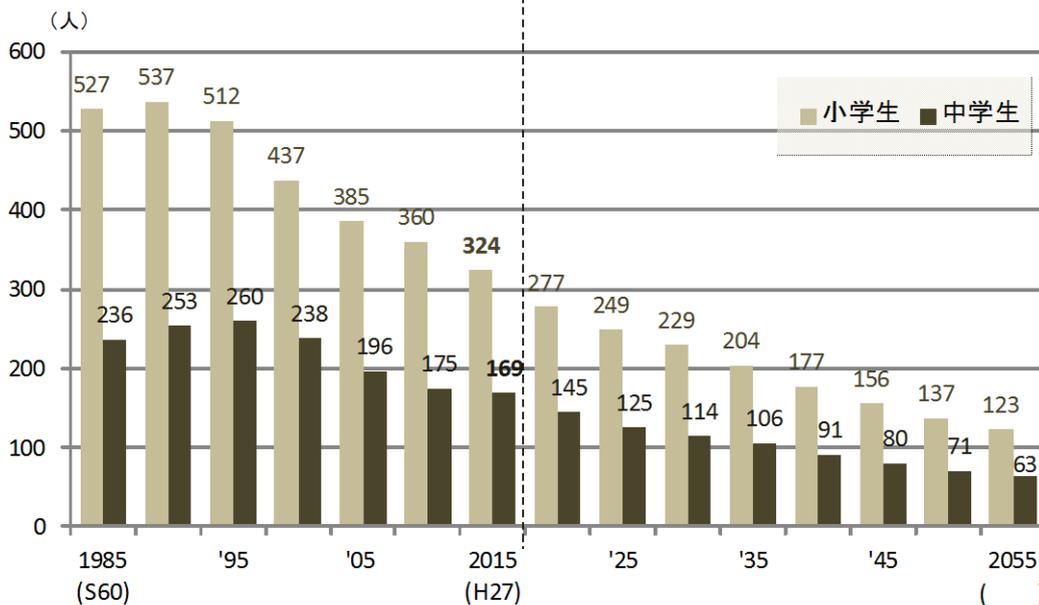
図9 シナリオ1 最近の傾向(※)が続いた場合の人口推移 三和区 ~2055

※ 年齢別人口増減(図6)の2005~15年における割合が今後も続くものとして推計

● 年齢3区分別 (1985実績 - 2055推計)



● 小・中学生人口 ※ (1985実績 - 2055推計)



備考) ※は5歳階級別人口を基にした概算値であり、実際の小・中学生の数とは若干のずれがある。
資料) 総務省「国勢調査」及びコーホート変化率法による推計値をもとに作成

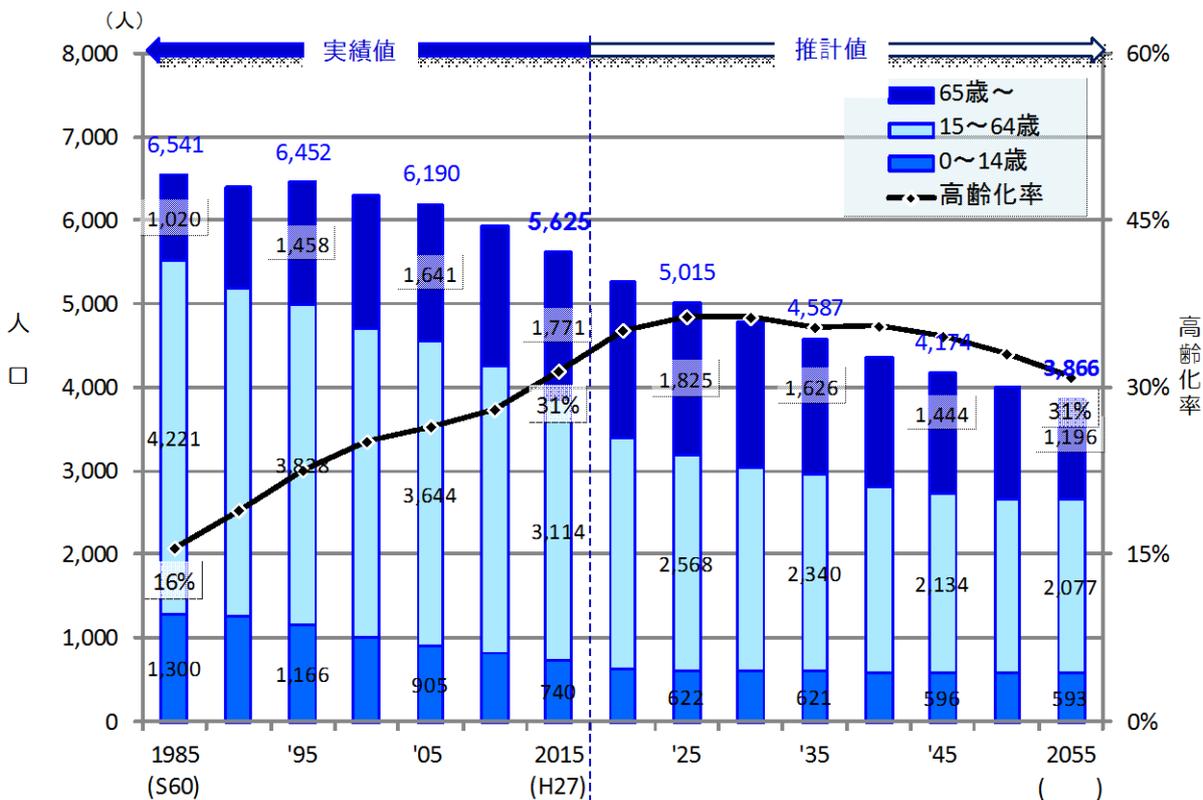
図 10 シナリオ 2 持続可能な定住促進(※)が実現した場合の人口推移 三和区 ~2055

※ 子どもの数の減少傾向が止まり、将来的には総人口や世代間の人口バランスが安定する状態を目標に設定。2020 年以降、その達成に向け以下の動きが実現した場合を想定して推計。

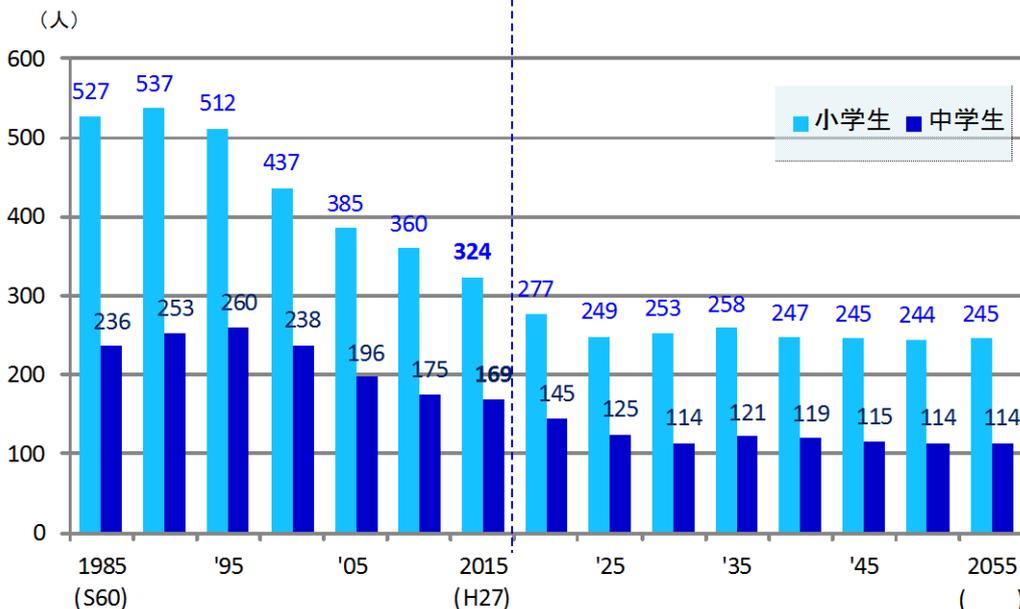
シナリオ 1 に比べて・・・

- 毎年さらに 5 組の〔30 代前半夫婦と 4 歳以下の子ども〕が転入 = 15 (人)
- 毎年さらに 5 組の〔20 代前半夫婦〕が転入 = 10 (人)

● 年齢 3 区分別 (1985 実績 - 2055 推計)



● 小・中学生人口 ※ (1985 実績 - 2055 推計)



備考) ※は 5 歳階級別人口を基にした概算値であり、実際の小・中学生の数とは若干のずれがある。

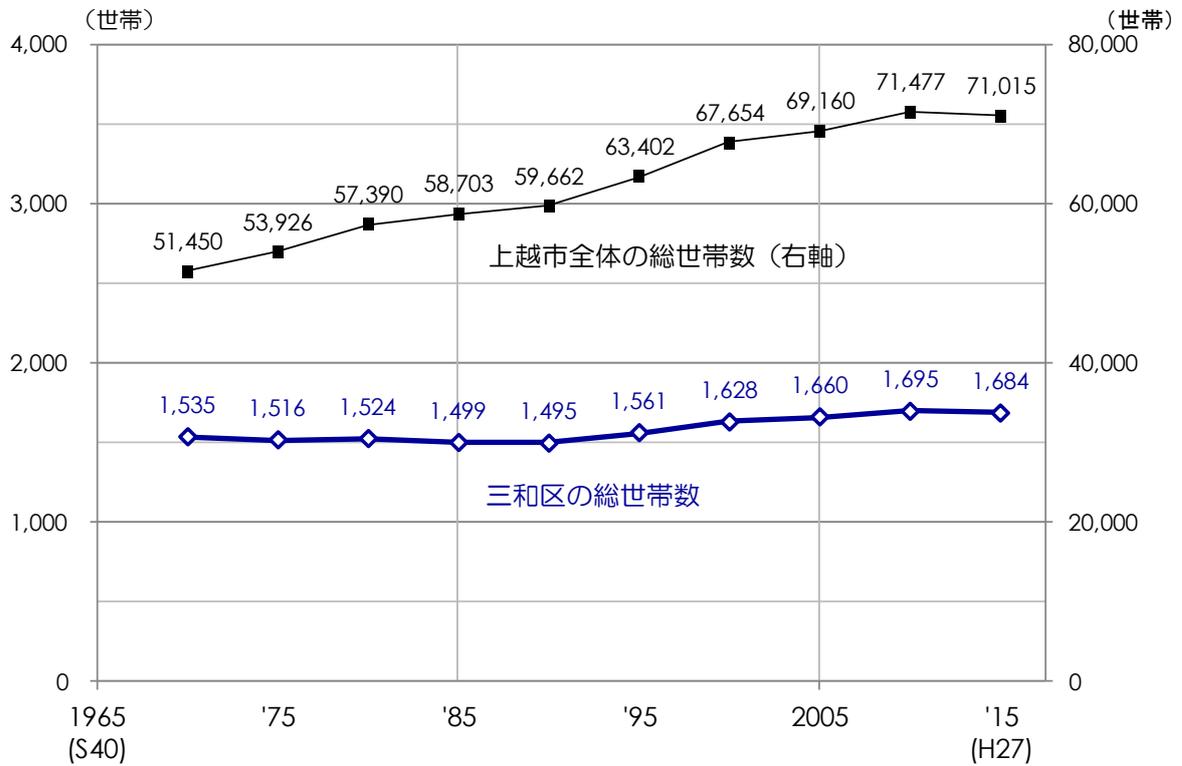
資料) 総務省「国勢調査」及びコーホート変化率法による推計値をもとに作成

4 世帯数

● 区の世帯数はどのように変化してきたか？ 上越市全体と比較してどうか？

図 11 総世帯数の推移

三和区・上越市 1970~2015

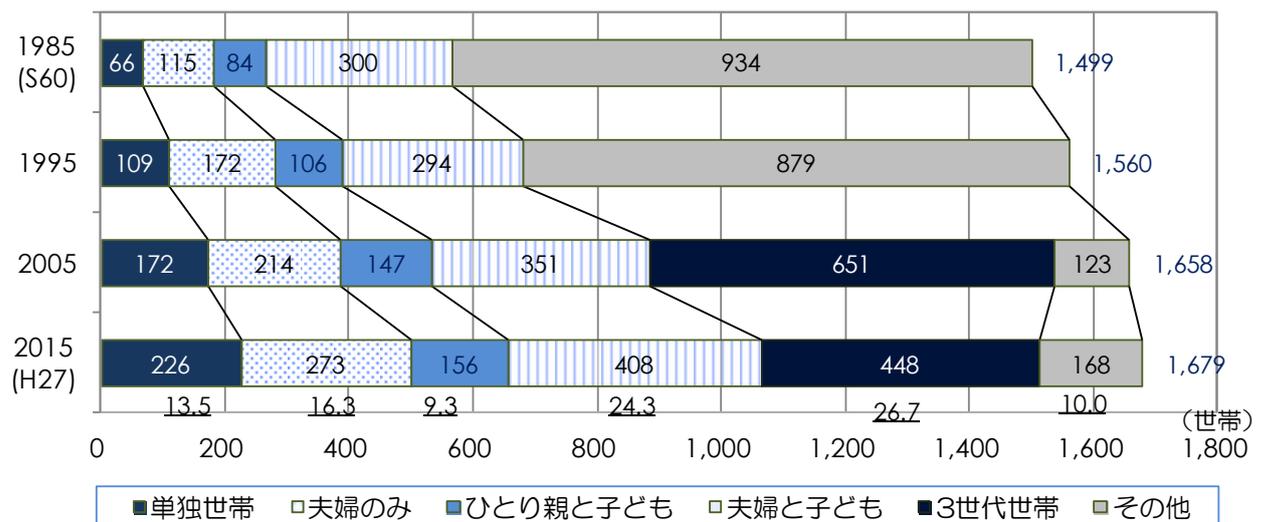


資料) 総務省「国勢調査」をもとに作成

● 区の世帯構成はどのように変化してきたか？ 他の区と比較してどうか？

図 12 世帯構成の推移

三和区 1985~2015



備考) 施設等の世帯(寮・病院・社会福祉施設など)を除く「一般世帯数」であり、合計値は「総世帯数」よりも若干少ない。1985, 1995年の3世代世帯は、「その他」に含まれる。
集計方法の制約上、数世帯程度の誤差が生じる場合もある(小地域集計の秘匿計算によるもの)。
2015年の棒グラフ下の数値は、全体に占める割合(%)を示す。

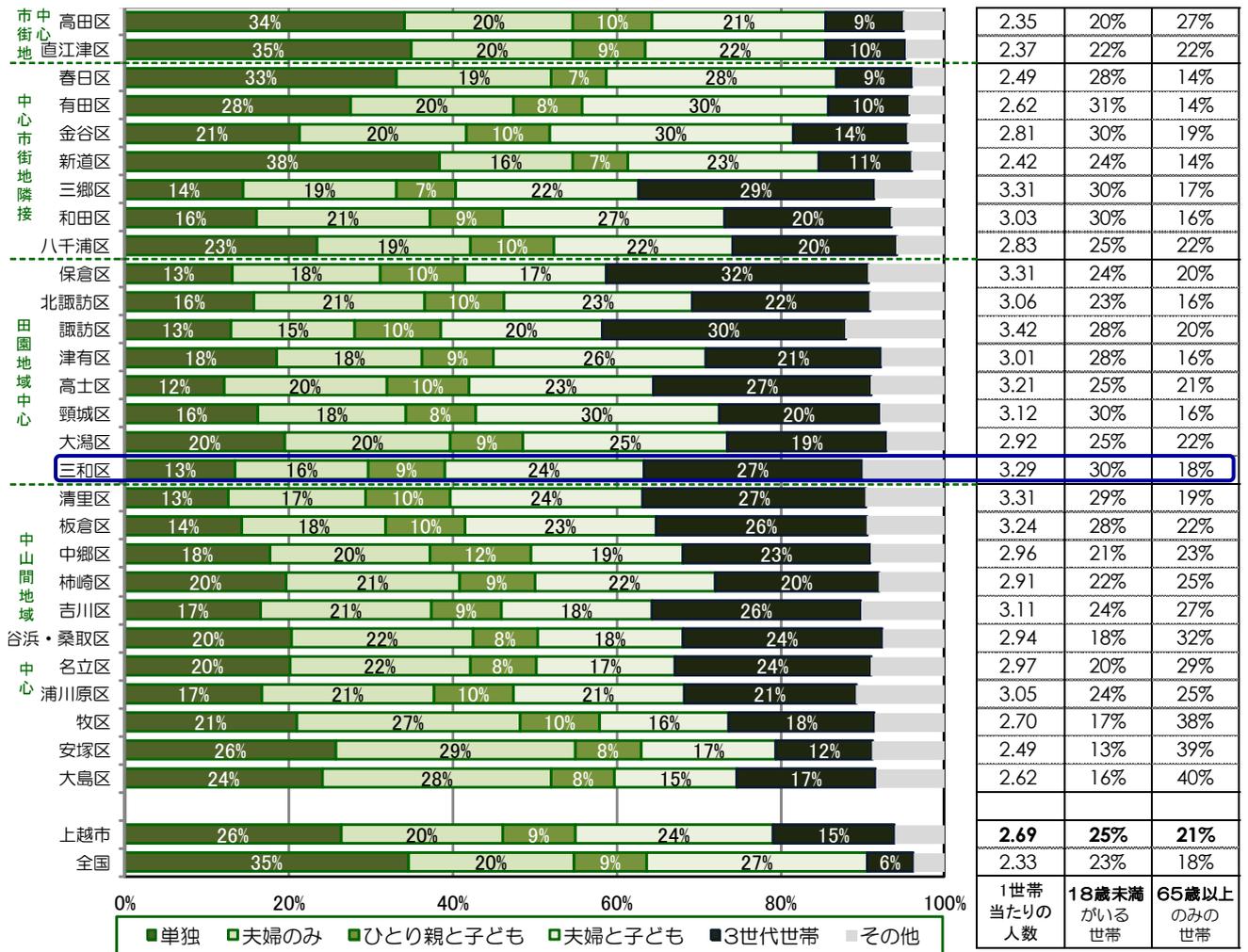
資料) 総務省「国勢調査」をもとに作成

図 13

世帯構成の比較

市内 28 区

2015



備考) 施設等の世帯(寮・病院・社会福祉施設など)を除く「一般世帯数」の内訳を示した。

資料) 総務省「平成 27 年国勢調査」をもとに作成

次期総合公共交通計画の検討状況と再編の方向性について

1 現状調査の状況

(1) 実施状況

・計画の検討に当たり、住民の移動の実態や課題を把握するため、下記の調査を実施した。

項目	時期	目的	実施方法	実施人数
①公共交通に関するアンケート	H30年3月	市民の移動実態、公共交通に対する関心度、意見等を把握	市民6,228人にアンケートを郵送(回収率44.1%)	2,745人
②路線バス乗降調査	H30年6～7月	市内の路線バスの利用状況を把握	調査員がバスに乗り、利用者に聞き取り	5,932人
③高校生アンケート	H31年1月	高校生の通学利用のニーズ、課題を把握	高校1,2年生3,903人にアンケートを配付(回収率91.1%)	3,557人
④聞き取り調査	H30年4月～ H31年2月	高齢者等の移動の実態・課題、公共交通に対する意見の把握により、再編の方向性の検討材料を収集	町内会長を訪問し聞き取り	661人
			民生委員を訪問し聞き取り	226人
			サロン参加者に聞き取り	680人
			住民を個別に訪問し聞き取り	524人
			電話等で聞き取り	282人
合計	—	—	—	15,081人

(4)聞き取り調査の項目別、区・地域別の内訳

No.	項目	安塚区	浦川原区	大島区	牧区	柿崎区	大潟区	頸城区	吉川区
1	町内会長への聞き取り (集落カルテ調査等)	17人	34人	24人	39人	57人	22人	55人	50人
2	民生委員への聞き取り	11人	戸別訪問等を行うため実施せず	7人	10人	3人	18人	18人	14人
3	サロンでの聞き取り	80人		12人	39人	14人	151人	58人	30人
4	戸別訪問	30人	137人	3人	56人	(住民懇談会実施予定)	他の調査で傾向がつかめたため実施せず H31の合意形成時に聞き取りを実施		
5	免許返納者への聞き取り	7人	10人	1人	3人	27人	58人	1人	11人
6	その他	病院利用者、バス利用者 105人	出張何でも懇談会 52人	高齢者合唱団 20人	地区懇談会 128人	地域協と住民との懇談会 (予定)	—	地区振興会役員 11人	—

No.	項目	中郷区	板倉区	清里区	三和区	名立区	合併前	小計	合計
1	町内会長への聞き取り (集落カルテ調査等)	24人	50人	25人	46人	35人	183人	661人	2,847人
2	民生委員への聞き取り	戸別訪問等を行うため実施せず	20人	8人	戸別訪問等を行うため実施せず	戸別訪問等を行うため実施せず	117人	226人	
3	サロンでの聞き取り	59人	他の調査で傾向がつかめたため実施せず	133人	8人	96人	戸別訪問等を行うため実施せず	680人	
4	戸別訪問	55人		35人	88人	58人	62人	524人	
5	免許返納者への聞き取り	0人	28人	10人	12人	0人	114人	282人	
6	その他	ひばり荘利用者 18人	板倉中PTA役員 12人	老連、まちづくり団体 20人	病院利用者、老連役員 31人	健康づくり集会、福祉フェスタ 77人	—	474人	

(2) 調査結果の概要

①公共交通に関するアンケート (H30年3月)

■結果概要

- ・市民の約9割が公共交通を「重要」と認識
- ・70歳以上の高齢者は、約8割は自家用車により移動、公共交通(鉄道、バス、タクシー)は10.9%
- ・免許のない人は、家族等による送迎と公共交通による移動がほぼ半々
- ・便数、ダイヤ、乗換負担、ルート、運賃等の満足度が低い一方、バス停までの距離は満足度が高い

■計画への反映

- ・調査結果から読み取れる住民のニーズについて、聞き取り調査の結果とあわせ、検討の参考とする。

②路線バス乗降調査 (H30年6～7月)

■結果概要

- ・バスの利用者は、学生(小中高大)が41.4%で最多、次いで一般が27.6%、高齢者は26.4%
- ・利用の傾向(利用時間帯・区間・目的等の偏り)に応じて路線を分類
- ・バスの運行に対して意見・要望のある利用者は全体の1.4%(路線や企画切符の維持を希望する意見が41.1%、乗換の利便性向上が9.2%)

■計画への反映

- ・路線の利用の傾向を踏まえ、各地域の再編案を検討する。(利用の少ない時間帯のダイヤ見直し・減便、主な利用目的を踏まえた路線の改善等)

③高校生アンケート (H30年1月)

■結果概要

- ・公共交通により通学する生徒(冬期)は、鉄道は1,732人(48.7%)、バスは379人(10.7%)
- ・バスの運行が改善すれば利用する(継続を含む)とした生徒は768人(21.6%)
- ・バスについての改善の意見が366件あり、内容は本数・ダイヤが37.0%、運賃が14.9%

■計画への反映

- ・高校生の通学の利便性の向上の観点から、各地域の再編案を検討する。
- ・ダイヤ改正についての意見は、H31年3月のダイヤ改正に反映した。

④聞き取り調査 (H30年4月～H31年2月)

■結果概要

- ・サロンや各種集会の参加者や戸別訪問により、高齢者等の移動実態を聞き取ったほか、町内会長や民生委員から、町内の住民の移動実態について聞き取りを行った。
- ・運転免許を持たない人は、家族や近所の人の送迎により買い物や通院の用を足しているため、バスを利用しないという意見が多かった。
- ・一方、バス停までの距離、ダイヤ、ルートといった公共交通に対する意見・要望が寄せられた。

■計画への反映

- ・調査で把握した高齢者、運転免許を持たない人などの意見、ニーズを踏まえ、各地域の再編案を検討する。

2 路線バスの再編の基本的な考え方

(1) 基本方針

計画期間は令和2年度から令和9年度までの8年間とし、市民の移動手段を確保するとともに、効率性を向上することで、持続可能な公共交通ネットワークを構築する。

①市民の移動手段の確保

- ・調査で把握したニーズを踏まえ、地域住民とともに、「乗ってもらえる公共交通」のための見直しを行うことで、市民にとって利便性の高い移動手段を確保する。
- ・公共交通の導入を行わない地域や路線を廃止する地域においては、互助による輸送への支援やタクシー券の配布等により、自助、互助による市民の移動手段を確保する。

② 効率性の向上

- ・効率性の向上により、最少の経費で最大の効果を挙げる公共交通とする。
- ・「乗らなければバスがなくなる」という現状を地域住民と共有し、路線の利用状況を踏まえ、一定の基準を下回る路線については、より効率的な運行形態への転換、さらには路線バスの廃止、互助による移送サービスへの転換を含めた見直しを検討する。

(2) 再編の基本的な考え方

① 公共交通ネットワークの整理と路線の役割分担 (P3 参照)

- ・路線を主要幹線、幹線、支線に区分し、役割を踏まえた利便性の向上、効率化を行う。
- ・駅から総合事務所を経由し、中山間地までを結ぶ路線は、幹線と支線に分割する。(宮口線等)

	主要幹線	幹線	支線
基本区間	上越妙高駅～直江津駅	駅～病院～区総合事務所	区総合事務所～集落
役割	市の中心地の駅・病院等の拠点間の移動と、市街地の生活交通を確保	13区・郊外の拠点から、市の中心地・駅へのアクセスを確保	集落から、日常生活に必要な機能がある拠点へのアクセスを確保
再編の考え方	・増便、ダイヤの改善等による利便性向上	・サービス水準を維持し、利便性を向上 ・収支悪化路線の効率化	・きめ細かな移動を確保 ・効率化のための再編が基本(運行形態の転換等)

■交通空白地の対応について (バス停から半径300メートル以上、高齢者の歩行速度：約60m/分で5分以上)

現状調査の結果	・聞き取り調査においては、自家用車や家族等による送迎により移動している高齢者が多く、十分な需要を確認できなかった。
基本的な考え方	・地域住民から公共交通の導入等について要望があった場合は、具体的な需要について聞き取りを行い、下記②と同様の指標によって十分な需要が認められることを確認した後、必要に応じて対応を検討する。(対応例) 路線の再編に伴う経路変更、公共交通の新規導入

② 路線ごとの評価に基づく再編の方向性の整理

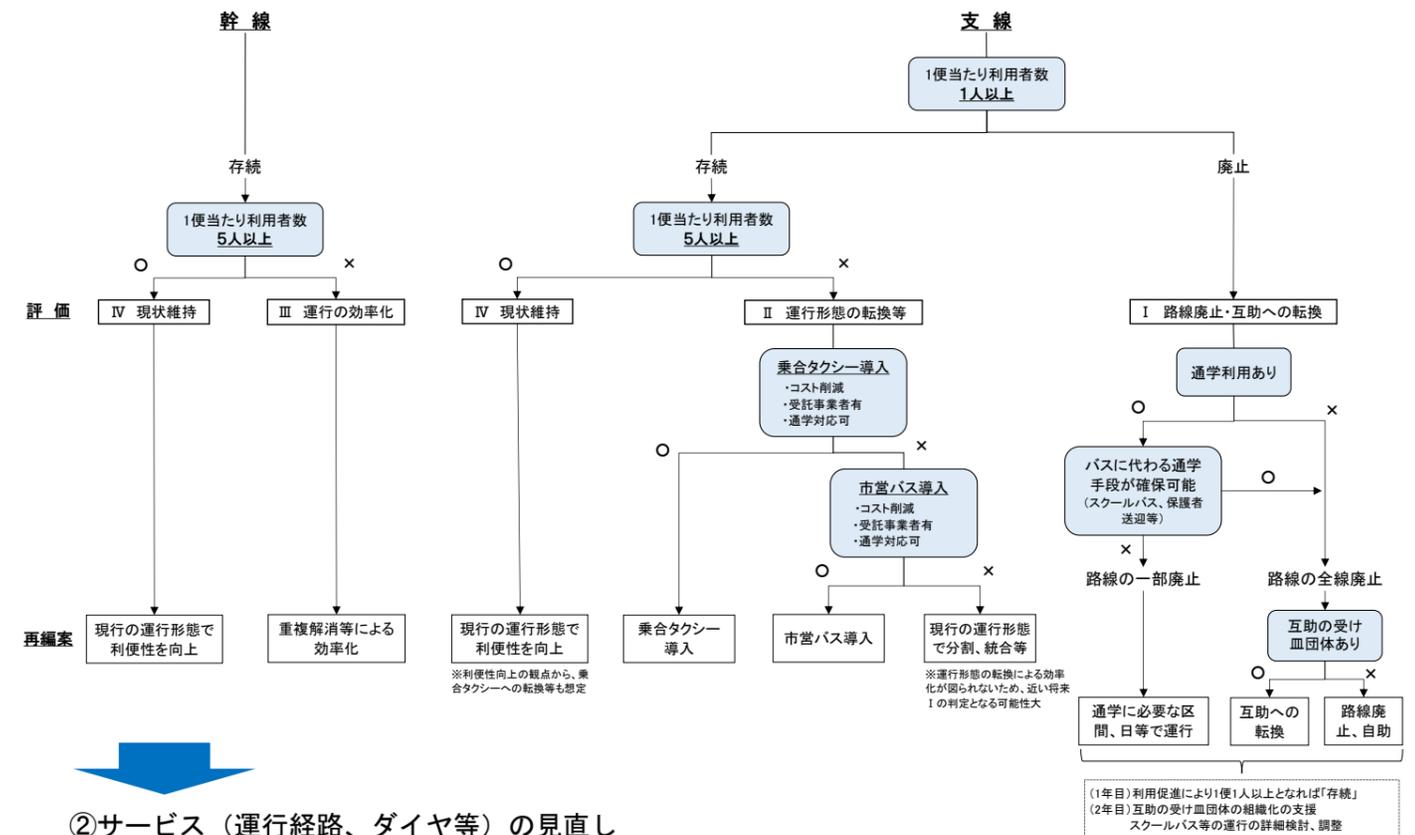
- ・バスの利用状況の視点から各路線を評価し、路線の再編の方向性を整理する。
- ・一定の利用がある路線は、地域住民のニーズを踏まえ、ルート、ダイヤ、本数等の改善を検討し、利便性の向上を図る。
- ・利用の少ない路線は、路線の重複解消、減便や、乗合タクシー、市営バス等への転換のほか、路線バスの廃止、「互助」による移送サービスへの転換を検討する。

3 スケジュール

		市全体の検討
R1年	5月～9月	・地域協議会、地区公共交通懇話会、地区懇談会等への説明・意見交換 ・地域住民、バスの利用者との意見交換
	12月	・計画案の作成
R2年	1月	・パブリックコメント
	3月	・計画の策定

■検討フロー

① 路線の存続・運行主体の方向性の検討



② サービス (運行経路、ダイヤ等) の見直し

■利用の実態

- ・路線バスの利用の傾向を踏まえ、路線のサービスの改善・効率化の方向性を整理

利用の傾向	再編の考え方 (サービス改善の方向性)
A 利用時間帯に偏りあり	・利用が多い時間帯の定時便化 ・利用が少ない時間帯のダイヤ変更、利用喚起 ・利用が少ない時間帯の減便
B 利用区間に偏りあり	・利用が多い区間の維持 ・利用が少ない区間のサービス向上、利用喚起 ・利用が少ない区間のルート見直し ・幹線、支線の分割
C 利用がほとんどない	—
D 時間・区間に問わず利用あり	・更なる利便性の向上
ア 利用目的に偏りあり	・利用の多い目的のための更なる改善 ・利用の少ない目的のためのダイヤ変更、サービス向上
イ 利用目的に偏りなし	・更なる利便性の向上

■ 地域住民の意見

- ・利用者や地域住民の意見・要望を踏まえ、路線のサービスの改善の方向性を整理
(例) 運行経路・ダイヤの見直し、バス停増設

③再編の方向性の検討

- ・路線ごとに再編の方向性を整理

住民の「互助による輸送」に対する補助制度について

1 目的

路線バス等の運行がない地域やバスを廃止する地域における住民の移動手段を確保するため、住民の「互助による輸送」に対して支援する。

*住民の移動手段を確保するための全体イメージ

公共交通による移動だけでなく、地域で取り込まれている様々な輸送サービスと連携し、住民の移動手段を確保していく。

バスを廃止する地域・バスがない地域の移動手段の確保						
	路線バス等	商店や診療所による輸送サービス	福祉サービス	互助による輸送	タクシー	共助
サービス	・路線バス ・乗合タクシー ・市営バス	・買物バス(現在なし) ・通院バス	・福祉バス ・地域バス ・福祉有償運送	・地域による輸送サービスの提供	・タクシーの運行	・近所の助け合い
市の関与	・赤字補填 ・直営	・なし	・直営 ・福祉有償は関与なし	・補助(要件を満たすもののみ)	・高齢者・障害者の外出支援(運賃助成)	・仕組みの管理等
運行条件	・既存路線のある地域のみ利用可 ・1.0人/便以上	・サービスがない地域あり ・通院、買物目的に限定	・サービスがない地域あり ・一定の高齢者、障害者に限定	・地域における体制づくりが必要	・事業者が営業できる地域のみ利用可 ・年収等の条件を満たした人に限定	・サービスの量(運行日、利用可能人数)が限定的 ・ボランティアが前提

2 検討案

(1) 対象地域

- ・路線の評価において、利用者が1.0人/便に満たない「I路線廃止・互助への転換」となる路線の沿線
- ・上記のほか、一定の利用見込みがあり(1.0人/便)、ハイヤー協会との事前協議を経た地域

※いずれも旧小学校区程度の範囲の地域内で運行し、乗継拠点で幹線バス路線に接続することが基本

(2) 補助対象団体

- ・地域住民により設立・組織される団体

※旧小学校区程度の範囲で活動する団体を目安とする。

(3) 対象とする運行形態

- ア 地域の団体が、一般乗合旅客自動車運送事業者(バス・タクシー事業者)に委託して行う乗合輸送
- イ 交通空白地有償運送(県に登録し、自家用自動車による輸送を有料で実施)
- ウ 一定の要件*を満たすボランティア輸送(無償又は実費の範囲で利用者が料金を負担)

※ハイヤー協会との事前調整、一定水準の保険加入、地域の合意形成(13区住民組織等)等

(4) 補助額

①運行に要する経費(「標準経費」が上限) × ②90%(無償のボランティア輸送は100%)

※「運行に要する経費」とは、運行委託料、人件費(ボランティア輸送は不可)、燃料費、修繕費等を想定

※車両購入費(減価償却費)は「運行に要する経費」に含まない。現在、「地域支えあい事業」を行う

住民組織等に対する車両、備品の購入費の補助制度(共生まちづくり課所管)との調整を検討中

※補助対象団体は財政基盤が弱いため、持続的に地域の移動手段を確保するには一定の補助率を確保する必要がある一方、運賃収入や企業の協賛金等を集める努力を促すため10%の自己負担を設定

*標準経費の考え方

(前提)

項目	廃止路線の沿線地域	その他の地域(案)
1日当たり基本便数(A)	3往復(朝、昼、夕)	2往復
年間運行日数(B)	廃止バス路線の年間運行日数	平日242日、156日(週3日)等

(積算方法)

人件費：(事務員) 840円 × 年間勤務時間(1日1時間×B)
 (運転手) 840円 × 年間運行時間(廃止バス路線の1便所要時間×A×B+車両整備1h/日)
 燃料費：1km当たり22円 × 年間走行距離(廃止バス路線の距離×A×B)
 保険料：燃料費22円に含む。
 修繕費：実費(距離按分、対象範囲は要精査)
 ※ボランティア輸送は、人件費を含まない。
 ※人件費は市の非常勤一般職の報酬単価に、燃料費は市職員の旅費の取扱いに準じている。
 ※A、Bは実績値を上限とする。
 ※新規導入の場合の「廃止バス路線の距離」は、乗継拠点までの運行経路を設定し、算出する。

<例>廃止するバス路線が、距離18km、所要時間50分、年間242日運行(平日のみ)の場合

人件費：(事務員) 840円×1時間×242日=203,280円

(運転手) 840円×(50/60時間×6便×242日+1時間×242日)=1,219,680円

燃料費：22円×18km×6便×242日=574,992円

修繕料：80,000円×50%=40,000円(※車両の年間走行距離の半分を旅客輸送以外で使用)

合計 2,037,952円

(5) その他

- ・補助対象団体の努力により生じる利益は、事務局の運営経費等の資金に充当することを認め、補助金を削減することはしないが、過剰な利益が生じる場合は、今後の補助率の見直しを含め、補助対象団体と協議を行う。
- ・補助に当たっては、収支率10%(ボランティア輸送の場合は1便当たり1.0人の利用)の維持が見込まれることを基本とし、2年連続でこれを下回った場合は、運行内容の改善策の検討等のため、事業内容の見直しについて補助対象団体と協議を行う。

住民の「共助」の取組への支援

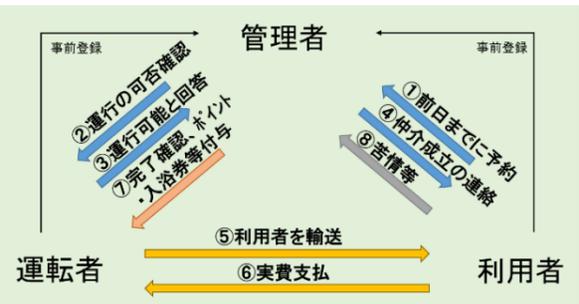
1 概要

- ・バスを廃止する地域やバスがない地域においては、右のような多様なサービスを組み合わせて住民の移動手段を確保する。
- ・このうち、住民の有志の団体等が車両や運転手を手配し、定期的に輸送を行う「互助」の取組に対しては、運行に要する経費の補助を行う（前回の議題）。
- ・一方、「互助」には至らないものの、「近所の助け合い」のような、運行日や便数が不定期であり、組織化を必要としない簡素な「共助」の取組に対しても支援を行い、地域の移動手段を補完する。
- ・今後、特にバス路線の廃止を予定する地域における説明会や意見交換を行う際、右に例示する各種サービスを将来の移動手段の選択肢として住民に提示し、「互助」や「共助」の取組の意向がある場合は、実証実験の実施を含め、具体的な運用方法や実施体制の構築等について住民と具体的に議論する。

（バスを廃止する地域・バスがない地域の移動手段（例））

類型	具体例	市の支援
商店や診療所による輸送サービス	・買物バス ・通院バス	・住民と運行主体間の調整（運行内容の提案等）
福祉サービス	・福祉バス、地域バス ・福祉有償運送	・運用の改善（利用者の拡大等） ・福祉有償運送の登録手続の支援
互助による輸送	・交通空白地有償運送	・運行費の補助
タクシー	・タクシー	・外出支援事業（運賃助成）
共助による輸送	・近所の助け合い	・仲介の仕組み構築、車両貸出

2 「共助」の取組と市の支援

	(1)移動困難者と運転手の仲介	(2)まちづくり団体による通院・買物バスの運行	(参考)互助による輸送
概要	管理者（例：市、町内会等、社協）が、移動困難者と住民ドライバーを仲介	まちづくり団体(地域自治区単位で活動する24団体)が通院・買物バスを運行し、市が運行経費を補助	地域の団体が運転手や車両を調達して住民を輸送し、市が運行経費を補助
対象地域	バスを廃止する地域、バスがない地域でハイヤー協会との事前協議、地域の合意形成を経た地域	まちづくり団体のある地域自治区（現在24区）	(1)と同じ
運行主体	—	まちづくり団体	旧小学校区単位の地域の団体等
利用者	対象地域の住民	対象地域の住民	対象地域の住民
運転者	登録ドライバー（対象地域の住民のほか、域外住民も可）	まちづくり団体の職員、対象地域の住民等	対象地域の住民
運行区間	対象地域から最寄りの目的地（同一、近隣の区を想定）まで ※ハイヤー協会との事前協議が必要		対象地域から乗継拠点まで
運行頻度	・仲介が成立した場合に運行	・不定期、少ない頻度の取組 ※定期的な運行は互助の取組として整理	・廃止されたバスの運行等を踏まえて設定 ・一定の定期運行が前提
料金	無償（実費負担を含む）	原則無償	有償
車両	運転者の自家用車	まちづくり団体の自家用車	運行団体の自家用車
利用方法	利用者は管理者に予約し、管理者は運転者を仲介して割り当て 	まちづくり団体が運行日時や行先を決定、車両や運転手を手配し、利用者はこれに参加	運行団体が車両や運転手を手配して運行
市の支援	仲介 ※地域との話し合いを踏まえ、受付業務等の補助を検討	運行経費の補助（ボランティア輸送による互助と同等）	運行経費の補助
その他	・任意保険は運転者が個人で加入しているものを適用 ・運行者の参加のインセンティブとして、温浴施設の入浴券やポイント等の付与を検討	・H30は7区のまちづくり団体が買物支援事業を実施	・任意保険は運行団体が加入
実施に向けた課題	・運用方法、運転者の確保・インセンティブ等について地域と具体的な検討が必要 ・料金については運輸支局との調整が必要 ・運行目的や行先、運行時間について一定の制約の必要性を検討	・補助条件の詳細の検討 ※月2回、片道15kmで、1団体当たり年約1～2万円の経費を想定	・補助条件（対象経費、上限経費の算定方法等）の詳細の検討

公共交通の再編の方向性（三和区）

1 路線バスの状況と再編の方向性

No.	路線	区分	1 便当 たり利 用者数	評価区分	再編の方向性（検討中の案）	H30 決算(千円)				平均 乗車 密度	利用 者数 (H30)
						収入	支出	収支率	市補助額		
1	真砂・岡田線	幹線（高田駅前案内所～錦まで）	2.7	運行の効率化	・ 利便性を考慮し三和体育館までとする	1,464	8,077	18.1%	3,658	1.3	5,996
2	真砂・岡田線	支線（錦～北坪山）	0.4	運行形態の転換等	・ 三和体育館から北坪山上まで廃止						
3	水科・今保線	幹線（高田駅前案内所～番町まで）	3.5	運行の効率化	・ 幹線は高田駅から番町まで高田・浦川原線との運行路線が同一であること、 運行の効率化と利便性の向上のため支線も含めて4往復便廃止	1,631	7,233	22.6%	4,233	2.0	7,547
4	水科・今保線	支線（番町～今保まで）	0.4	運行形態の転換等							
5	高田・浦川原線	幹線（高田駅前案内所～浦川原バス ターミナルまで）	9.4	現状維持	・ 水科・今保線廃止に伴い、三和コミュニティプラザを經由し運行する	5,298	22,361	23.7%	17,062	1.3	32,044

2 見直し案

利用状況の実態を踏まえ、各路線の再編の方向性を整理したうえで、関係機関と検討を行っている。

(1) 路線バスの運行計画・・・別紙1

①真砂・岡田線

・ 幹線と支線を分割して、**三和体育館までに短縮**

②水科・今保線

・ 路線全体を廃止する。

③高田・浦川原線

・ 水科・今保線と廃止することから、**三和コミュニティプラザを經由する。**

・ 水科・今保線での利用者が多い始発便（三和コミュニティプラザ発高田方面行）、昼の1往復を増便することを検討している。

(2) 地域内交通として「みんなの足」へ転換

①「みんなの足」を区内の移動手段とする。

②路線バスの廃止に伴い、三和コミュニティプラザを拠点として、「みんなの足」を高田・浦川原線に接続する。

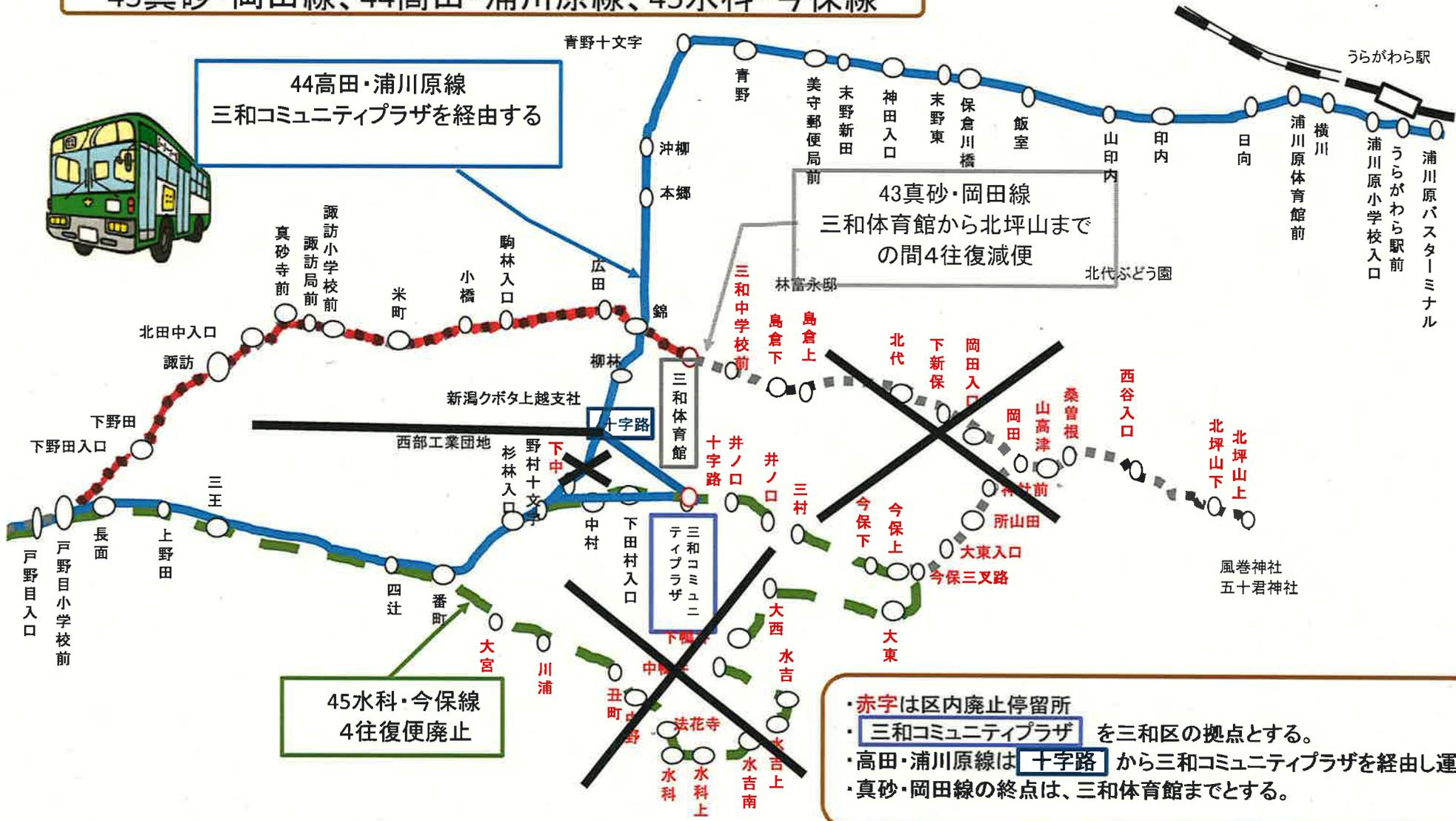
（真砂・岡田線は、「みんなの足」と接続しない。）

③「みんなの足」運行協議状況

項目	事項
運行形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用有償旅客運送 ・ ドア・ツー・ドア ・ 区内利用者は三和区振興会会員で「みんなの足」に会員登録をする。 ・ 区外利用者も、「みんなの足」に会員登録する。 ・ 利用者は、利用日前日午後5時までに予約が必要 ・ 運行主体は三和区振興会で、市が補助金を交付する。
運行ルー ト・ダイヤ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点…三和コミュニティプラザ ・ 高田・浦川原線に接続する。（6往復+コミュニティプラザ発～高田駅着便始発1便増便） ・ バスの運行時間は、現在くびき野バスと協議中 ・ 「みんなの足」の朝の接続2便は、通学・通勤者を優先する。 ・ 医療機関への送迎は、地区別、医療機関別に指定する。 ・ 土・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）は休み
利用料金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調整中
実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年8月中頃か9月で調整中

路線図

43真砂・岡田線、44高田・浦川原線、45水科・今保線



44高田・浦川原線
三和コミュニティプラザを経由する

43真砂・岡田線
三和体育館から北坪山までの間4往復減便

45水科・今保線
4往復便廃止

- 赤字は区内廃止停留所
- 三和コミュニティプラザを三和区の拠点とする。
- 高田・浦川原線は「十字路」から三和コミュニティプラザを経由し運行する。
- 真砂・岡田線の終点は、三和体育館までとする。